

ナイチンゲール“看護の本質論”から鑑みた我が国 准看護師制度の根本的課題

広島文化学園大学看護学研究科・看護学部

佐々木 秀 美

はじめに

フローレンス・ナイチンゲール (Florence Nightingale 1820-1910) が、看護教育草創期に開始した教育方法は“見習い制度”であった。その制度下における徒弟制度的教育方法と早すぎる職業選択の弊害がわが国における准看護師制度の根本的課題である。

“私は地雷を踏んだ”は、准看護師制度反対に向けて全国調査を主導した責任者の言葉である。1996年(平成8年)の『准看護師問題調査検討会報告』は、今にも終焉を迎えそうになった前向きの調査結果報告であった。しかしながら、今は2021年(令和3年)、その制度は厳然と存続している。あれだけの調査結果を出しても動かなかった准看護師制度とは、如何に強固な土台を持つのか? また、「その心に突き刺さった棘は、可能な限り早く抜きとらなければならない」¹⁾と結論付けたのは日本看護歴史学会が編集した『検証—戦後看護の50年』である。

看護とは「Nursing is not an Art but a Character」²⁾であると述べたナイチンゲールは、“優れた看護婦は優れた女性”であると述べ、優れた女性は、その知性、倫理、実践において最上のもを患者に惜しみなく与える女性であると述べた。ここにナイチンゲールの看護の本質論があり、看護についての高邁な理想像がある。この理想像はまた、わが国の“学校教育法”第83条に規定された大学の教育目的、すなわち、大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸 (art) を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるとの目的と一致する。ゆえに、看護教育は、その知的側面において高等教育機関で実施するに相応しい専門職育成であり、看護を受けるすべての対象者に対して相応の責務を有する職業である。筆者が『ナイチンゲールと看護教育—その教育方法へのアプローチ』³⁾、『ナイチンゲールの看護観—その目的実現のための教育方法—Nursing is not an Art but a Character』⁴⁾、『ナイチンゲール方式による看護教育の特徴とその拡がり—教育の創造と伝承—』⁵⁾等で報告したように、高邁な理想像を有したナイチンゲールの教育方法は、看護の教育機関を病院に附属させ、“見習い制度”によってこの理想的な看護婦づくりを目指したものである。その制度の150年以上にも及ぶ存続と日本で新たに登場した准看護婦制度が問題となっているのである。

ICN (International Council of Nurses) によれば、看護師の定義は「看護の基礎教育課程を修了し、免許を受け、健康の増進、疾病の予防並びに病人の世話に関して最も責任のある看護業務を行う事をその国において認められたもの」⁶⁾である。さて、このICNの定義に示された健康の概念をWHO (World Health Organization) の健康の定義 (1946年の定義) に即して考えると看護師は、単に疾病の回復に寄与するのみならず、健康の増進、疾病の予防並びに病人の世話に関して最も責任のある立場で働きかけ

連絡先: 佐々木 秀美

〒737-0004 広島県呉市阿賀南2-10-3

E-mail: hidemi@hbg.ac.jp

る役割を持つということになる。

「制度は思想の投射である。」⁷⁾と考えられたように、わが国の看護教育制度は常にその時代の人々によって考えられ、制度化され、変遷した。看護師の教育も戦後は、公衆衛生福祉局（Public Health and Welfare Section 略してPHW）によって幾分か改善されたといえよう。しかし、その内容も戦前、戦後の混乱期の中で規定されたから、准看護師制度もそうした経済的状況の悪い日本の政策として導入された。加えて、わが国の憲法第二十五条には「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」⁸⁾と規定され、1948年（昭和23年）制定の“医療法”には「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われると共に、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。」⁹⁾と規定されている。つまり、“医療法”によれば、看護師も人々の健康に関与する職務である。それは単に病院とか施設に止まらず、家庭・地域をも包括するものである。その幅広い領域の中で、看護師は何ができるのかを模索し、必要な援助を導き出さなければならない。さらにその援助は良質かつ適切なものでなければならない。

日本看護協会は1960年（昭和35年）に第一回看護教育ゼミナールと、1970年（昭和45年）に第二回看護教育ゼミナールを開催し、看護師は、健康の増進と疾病の予防及び回復に資する者であり、病人の世話に関して最も責任のある看護を行うものであるとした。そして、看護とは「健康、不健康を問わず、すべての人を対象とし、基本的な生活の必要性を専門的にとらえ、健康上のケアを専門的に行う。」¹⁰⁾と定義づけ、1964年（昭和39年）『看護制度に関する意見要旨』、1965年（昭和40年）“保健婦助産婦看護婦法”は“学校教育法”の大学教育にするべきであると提案した。他方、日本医師会は准看護婦制度拡充の答申をするなど医師会との対立も際だち、根本的なところでは、1952年（昭和26年）の准看護婦制度以降、男性が看護の世界に進出するのを許可し、看護婦が看護師という名称になった以外には何等改定されていない。看護教育は明らかに職業教育であり、単なる教養教育ではない。自己の受け持つ患者に対して看護上の責任を持つのが看護師である。しかし、医師との従属関係、看護師と准看護師の業務上の従属関係における業務の遂行には、患者との関わりにおいても限界がある。看護とは人格であるというナイチンゲールの定義から考えたら、看護は何者にも脅かされない意思決定的で自律的な専門職である。ゆえに、“保健師助産師看護師法”そのものが准看護師制度の問題と相俟って多くの点で問題ではある。しかし、本論では准看護婦制度発足の過程から、現在まで根強く残っている准看護師制度の是非や廃止論などを歴史的に検証し、ナイチンゲールが考える看護の本質論を鑑みて准看護師制度について検証・検討する。

■ “保健婦助産婦看護師基本法” 成立過程における准看護師制度設置までの経緯

1. “保健婦助産婦看護師基本法” 成立過程

1945年（昭和20年）終戦、マッカーサー元帥率いる連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers 略してGHQ）の支配下において、“日本国憲法”が発布された。この憲法によって女性は、晴れて男女同権の権利を獲得し、学問の自由、思想の自由、職業選択の自由を獲得した。さらに我が国の教育改革については、民間情報教育局（Civil Information and Educational Section 略称はCIE）が、女子教育についても基本方針を明らかにした。戦前からあったわが国独特の職業教育の中でも実務的な教育とされた教師教育に見られる不公平、男女別教育が法的に規定された不合理な女子教育制度が是正され、“教育基本法”、“学校教育法”によって統一され、戦前からあった男女別教育が撤廃された。特にCIEは生活水準を改善するために技術訓練、職業訓練を全般にわたって再検討し、日本経済の変化との調和を保ちながら、新たな方向付けをする必要があると述べた。そして、彼らは、医学上の訓練については特別な研究が行われるべきである。日本の医学校の中には程度が低いものがあるように見受けられる。資格を備えた教授や適切な設備にかけている医学校に対しては、合理的な最適基準を満たすことが要求されるべきであり、さもなければ閉校することが要求されな

なければならないと信ずる。新しい計画を立てるために、医療、看護、及び公衆衛生の全体的機構についての研究を専門家グループに依頼することを勧告する。この必要性は切実である¹¹⁾と述べた。

看護界においては、1945年（昭和20年）に来日したPHWの看護課長であったグレイス・E・オルト（Grace E. Alt 1904-1978）大尉によって看護婦法および看護教育の再建築が練られた。戦前に“新しい女旋風”など輝かしく活躍していた女性達も、その思想的な弾圧と敗戦というショックの中で意気消沈していた。そうした事に加え、特に看護界では従軍という職務を通して、輝かしいばかりの評価を受けていた日本赤十字社看護婦養成所は首脳部を失い、混乱の中にあった。しかも、戦前の教育の影響から、日本赤十字社の看護婦達は医師達への絶対服従をモットーとしていたから、自ら先頭に立ってその発展に関して動くことには、消極的な側面を有していた。更に戦前の派出看護の問題や、看護教育の低年齢化といった現象は尚一層、日本における看護教育の水準の低さを判断するに十分の状況を示したであろう。日本女性が彼女達の目には、男性の横暴に虐げられてきたおどおどした思考力のないものとして映った。明民法にも明らかなように女性蔑視の当然の結果がそこにはあったということである。

オルト大尉達は北海道から九州にいたるまで全国的な規模で調査団を派遣し、日本の看護の実情を調査した。1913年（大正4年）に制定されたわが国初の“看護婦規則”は、病院で働きながら簡易養成を受けた者達が検定試験を受けて看護婦の資格を得られるよう規定したものである。これに対して正規の病院附属看護婦養成所の卒業生は卒業と同時に免許が下付された。加えて、入学資格も高等小学校卒業程度と複合路線であった看護教育、1941年（昭和16年）に“保健婦規則”が制定され、看護法に加え公衆衛生関係の教科が多く入っている保健婦教育、明治維新以降、太政官布告によって職業的に保全された産婆教育（*戦後は助産婦と改名された）と同じ看護職でありながら、バラバラであった基本法とその教育内容を一括した看護教育として、法的にも一元化を計ろうと考えた。

1946年（昭和21年）から開催された看護教育審議会では、助産婦、保健婦、看護婦の教育を一本化する方向で審議された。コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ卒業のアメリカ公衆衛生看護学士であったメアリー・コリンズ（Mary Collins）は、世界的に見ても類がない程、4年制の教育という思い切った高度な看護教育方法を提案した。審議会では、提案された内容とアメリカの看護教育の実際と独自で行った調査報告書などを参考に検討がなされた。しかし、簡易教育法に頼っていた地方の医師側からの反対に会い、あえなく3年制の“保健婦法案”に切り替えた。その内容は「“保健婦”制度実施の暁は、産婆、看護婦、保健婦の教育程度を高め、入学資格を女学校卒業程度、修業年限三か年の専門学校および専門学校程度の二種に整理して、右の三課程を総合習得せしめる。」¹²⁾というものである。これによって、少なくとも看護教育を専門学校程度に引き上げようとした。看護教育審議会は“保健婦法案”について審議し、“看護婦、保健婦及産婆ノ学校教育並免許制度ニ関スル小委員会ノ報告”を1946年（昭和21年）に提出した。が、この審議会に参加していた文部省代表がこの企画に対して難色を示した。結局、“保健婦法案”も廃案になった。PHWとの折衝に当たっていたのは金子みつ（1914-2005）であった。彼女は廃案の原因として「変更の為の時間的余裕があまりにも短く、急変の印象が免れなかった事もあり、かつ、一本化に心から賛同していない人もあったし、看護婦に高い教育は必要ないという認識もあり」¹³⁾と述べている。PHWも独自の調査から、当時の日本では新しい法案の適用は難しいと考えたのであろう。こうした看護関係周辺認識に加え、この時点で“教育基本法”が決定しておらず、一般の基礎教育（現在の6.3.3制）が確立される前であり、更に、日本の戦後経済の復活程度がどの様になるか予測もできない状況であった。とくに看護教育は、戦前の教育背景が問題視された上に、産婆会が助産婦会設立の意向を示すなど、対立も生じた。この産婆会には医師も多く含まれていたという。PHWは看護法の一本化に向けて難色を示す産婆会に対し、以下のような見解を示し、独自の会設立への計画を阻止した。

- ・日本の女性達にとって今が成長と、未来への計画を立てるに最も相応しい時期である。
- ・将来助産婦には臨床看護婦と同様の基礎教育を受ける事が義務付けられる。従って、助産師は看護婦と共通の問題点と関心事を持つようになる。
- ・他の国では、看護婦と助産婦の合同協会を持ち、この協会をとうして、国際看護協会に加入している。日本の看護婦協会もいずれ国際看護協会に参加する希望を持っている。この時、助産婦の代表がいることが望まれる。

- ・助産婦と看護婦とは医師と歯科医師のように完全に異なったものではなく、むしろ看護職より発展した専門分野である¹⁴⁾。

以上の提言の主たる内容は、日本の女性達の将来的な変革と成長を目指したものである。再三にわたる調整の結果、1948年（昭和23年）“保健婦助産婦看護師法”が制定された。この法案は、“国民医療法”第二十七条に基づくものとされ、その第二条に保健婦の業務、第三条に助産婦の業務内容が明記された。それぞれ、看護婦の資格を有した者のみが入学資格を与えられる事となり、看護婦の上級コースに位置づけられた。

2. “准看護婦制度” 発足までの概要

さて、准看護婦という名称は大正時代に国として初の“看護婦規則”に発見する。この規則の附則に「准看護婦及び男子タル看護人ニ対シテハ本令ノ規則ヲ準用ス」¹⁵⁾と述べられている。ここで述べられた准看護婦は、現在の准看護婦の事を言っているのではない。“看護婦規則”第二条の看護婦の資格は18歳以上であった為に、当時、既に看護婦の資格を有していた18歳以下の者は、暫定的に履歴を審査、准看護師の免許を与えた。気の毒なことに彼女たちは年齢が達しない為に看護婦免許が下付されないばかりか准看護婦の呼称で呼ばれ、もう一度試験を受けなおさなければならなかった。大正時代の“看護婦規則”に登場した准看護婦という呼称が、戦後に制定された“保健婦助産婦看護師法”の乙種看護婦という呼称に変わったとしても不思議ではない。

というわけで、難産の末に成立した“保健婦助産婦看護師法”であったが、法文の中に甲種、乙種の2種類の看護婦ができ上がり、それぞれの業務内容が明確にされた。同時に看護婦養成所の教育課程が規定された。前者は入学資格を高等学校卒となし、教育年限は三年課程、国家試験によってその資格が認められるというものであり、免許を与える監督官庁は厚生省となった。後者は入学資格を新制中学校卒となし、教育年限は二年課程であり、監督官庁は地方長官であった。しかし、この教育制度は施行するや否や、甲種、乙種の二とおりの看護婦があることの不合理性を検討するよにとといった看護婦自身からの主張が起きた。彼女達はその主張の一環として、請願書を国会と厚生省に提出するなどの抗議行動を始めた。同時に看護婦による労働運動も起きた。この頃、厚生省看護科に在籍していた大森文子（1912-2002）は戦後の看護界の出来事を回想して以下のように述べている。

労働組合の結成に伴って婦人部の運動も盛んになってきた1949年（昭和24年）、林譲二（1889-1960）厚生大臣のところへ陳情団が押しかけた。「大臣は不在であったが、100名ほどのユニフォーム姿の看護婦達が厚生大臣室に入り込み、大臣の机の上に土足で上がって大声を上げていた。」¹⁶⁾「不作法な看護婦に看護をしてもらって患者が気の毒だ。君の教育が悪い。国立の勤務者が多いようだ。」¹⁷⁾等、当時厚生省にいた大森は医務局長から叱責された。

戦前から、思想的な弾圧を受け、とかく低く見られがちであった看護婦達が、戦後の自由主義思想の浸透と共に、おもいっきりその鬱憤を晴らした一幕だったのかも知れない。男性にしても女性にしても、看護婦に対しては聖職者イメージを、女性に対しては全般に淑やかなものを要求していたから、女性である看護婦達が攻撃的な方法で自己主張するなどとは思ってもよらなかったであろう。しかし、この抗議行動の成果か乙種看護婦はすぐに廃止になり、既に免許を得た乙種看護婦達は1,000円を申請するだけで正看護婦に登録された。しかし、この方法で正看護婦の資格を有した者達は“1,000円看護婦”と嘲笑的な表現で呼ばれた。

一方、国民生活のほうは戦後の傷跡を残しながらも、1950年（昭和25年）には“日本国憲法”第二十五条の生存権の行使として“生活保護法”が制定され、国家政策として社会保障制度の整備も計られ“健康保険制度”“医療法”等が制定された。結果、従来、家庭療養であった患者達が病院を利用するようになり、病床数が急激に伸び看護婦の需要が増え供給が追いつかなくなった。そこで、日本医師会・日本病院会は、看護婦不足に対応する為に、「従来の医師会養成の復活を運動し、都道府県知事の認可養成所を希望、アメリカの Licensed Practical Nurse（実務看護師）を」¹⁸⁾との声を高くした。アメリカの実務看護婦は、“Registered Nurse”通常“RN”と呼ばれる正規の看護婦達の看護計画や看護指示によってケアの実践にあたる者達である。発言の中にある従来の医師会養成というのは、戦前の簡易養成所の

ことであろう。国内伝染病の流行、病院数の増加は派出看護婦の需要の増加につながったが、1913年（大正4年）の“看護婦規則”の制定によって無資格者によって成されていた看護が有資格者に限定され、需要と供給のアンバランスという問題が生じていたのである。

看護婦の供給について論じれば、東京慈恵医院看護婦教育所の卒業生は、主にその財政支援組織である病院勤務や上流社会への派出看護、日本赤十字社看護婦養成所の卒業生は、戦時においては従軍、平時においては赤十字社病院や宮中看護婦を担った。その他に開設された病院附属の看護婦養成所も、その附属病院の看護婦確保の為に教育機関にすぎなかった。いずれにしても有資格の看護婦達は卒業をした病院に止まる事が多かった。その為、一般の開業医に就職する看護婦の不足が起きた。従って、養成所を持たない病院では別個に看護婦を養成する機運が高まった。こうした目的で1915年（大正6年）に開設されたのが“東京看護婦学校”であり、地方にもその教育は広がった。つまり、病院附属の正規の看護婦養成所、派出看護婦会所属の速成看護婦養成所のコースが出来上がったことになる。1924年（大正15年）には看護婦会所属すなわち、派出看護婦の数が13,051人に増加、病院所属の看護婦数11,150人を上回った¹⁹⁾。正規の看護婦教育所は入学に対し厳しい適性チェックを行い、教育期間も長く、しかも一定の枠の中からはみ出さないでいた。少なくともこの教育方法は当時としては必要条件であったと思うが、経済的に困難であった地方の、しかも看護婦になりたい子女にとっては高根の花であった。この簡易な教育方法は働きながら給料が貰える。しかも教育期間が短くて看護婦の資格が取れる。たとえ、一段と教育水準は格下げではあっても看護婦になりたいと思っている多くの子女達、あるいは開業医にとっても派出看護界にとっても有益であると考えられたのであろう。経済的苦境に立たされたわが国の社会状況の中で、簡易看護婦教育所は必然的に生み出され、隆盛を極めた。この看護婦養成所のスタイルが後に乙種看護婦養成に繋がり、後の「早い、安い、便利」²⁰⁾に表現される准看護師制度に繋がったのではないかと考える。

この“准看護師制度”発足に先だって、1950年（昭和25年）に看護師教育審議会が開催され、会長林塩（1904-1992）、委員として橋本寛敏（1890-1974）、湯楨ます（1904-1991）、河村郁（1902-1990）の4名が国会審議の参考人として出席した。会議では、アメリカの実務看護婦の日本における教育の実現に向けて具体的検討が成された。ここに“准看護師制度”発足への第一歩が始まった。審議の内容は甲種、乙種の二とおりの看護師があることの不合理等より、これら両者一本化に関する件であった。しかし、審議内容及び、参考人の意見が抽象的で説得力を持たなかった。翌、1951年（昭和26年）にはPHWのクロフォード・F・サムス（Crawford F. Sams 1902-1994）准将は「看護婦の仕事の本質は、国民に良い医療を与えて国民を疾病から保護するにあるものだ。質を良くしなければならない。」²¹⁾と述べた。又、アメリカでの実情から、看護の教育期間を短くしたからといって必ずしも看護婦を目指すものが増えたということはなく、むしろ、教育水準を上げることによってその目的は果たされていると述べた。最初の草案で、四年制の大学教育を提唱していたPHWとしては、准看護師制度案には反対だったのであろう。しかし、医師会側の意見としては日本の当時の経済力はまだ回復しておらず、三年制の教育課程にするよりも二年制にしたほうが教育の回転が早く、看護婦の需要に応じる事ができるという意見が圧倒的であり、看護制度小委員会のメンバー達²²⁾も同意見であった。

彼等の主張は、日本の現実を示しており、いかにも当時においては良策のように思えたい。たいした反対意見もでないでこの政策が合意された。日本看護協会はこの案を承服しかねたが、結局、しぶしぶ了解し、1951年（昭和26年）“准看護師制度”を発足させた。この制度は“新法”と呼ばれた。甲種看護婦は“看護婦”に、乙種看護婦は“准看護婦”という名称に変わったが、看護婦と准看護婦との業務に関しても不明瞭な状況を作り出した。実践的には、新人の正規看護婦より、現場実践の長い准看護婦の方がいわゆる良くできたのである。わが国は急激に増加した病院の看護婦数を確保するためにアメリカの准看護師制度を模倣する事となった。しかし、アメリカの実務看護婦は93%が高校卒業程度の基礎教育を持っている。そして、アメリカの実務看護婦の業務は「看護計画、行動、評価に参加する。病人の著しい症状、反応、変化などを観察し、その記録をする。」²³⁾などである。ここには、アメリカらしいドライな看護ケア遂行上の方策があり、その能力にあった教育を施し、実務看護婦達を有効に活用して看護の業務効果を上げようとする意図が感じられる。そうした教育下では、准看護師の心に深く棘を

指すことはないであろうか。“准看護婦制度”の成立に伴って、准看護師の養成所が1953年（昭和28年）以降、国立系、私立系および医師会系医療機関の私的教育機関としてぞくぞくと設立され、その数は全国で500校を越えた。

3. 准看護婦制度発足に伴って設立された准看護師養成所

看護師の基礎教育を、その基本法および“准看護婦制度”成立の経緯において阻止できなかった日本看護協会は看護教育ゼミナールを主催した。その席上で、看護教育に関して寄宿舎制度の問題、開業医の場合は住込みで家事見習のような立場に立っている問題、非常に低い労働条件を作り出している問題、教育目標、教育内容等の全国的な不統一な問題等がある。これを是正する為に職業高校としての准看護婦学校は望めないものか等の意見が述べられた。准看護師の一般基礎教育を少なくとも、高等学校卒業にしたいと考えた。そのため、“学校教育法”の中等教育に、准看護婦教育が組み込まれないか検討した結果、医療制度改革として厚生省、文部省、衆参両院議長に対して「現在の徒弟教育制度の観念を改める為に“学校教育法”による大学の系列に入り得るものは昇格させる事を奨励し」²⁴⁾と述べられ、恒久的な看護教員養成機関として「看護大学の増設を計り」²⁵⁾たいとの陳情も行った。結果、准看護婦の高校教育のみが取り上げられ、1963年（昭和38年）、高等学校に衛生看護科が併設されるようになった。高等学校衛生看護科は近年、3年間の高等学校の教育課程の上に2年間の専修学校を加え准看護師と看護師の免許受験資格が得られるコースや、5年一貫教育として看護師の受験資格が得られるコースが設置されるに至り、看護教育制度は増々、複雑な路線になった。

方や“准看護婦制度”反対に伴って、多くの国公立あるいは私立系の養成所が廃止、あるいは正規の看護婦養成所に転換した。ここでは廃止した私立系准看護婦養成校と現存している国立の准看護婦養成機関を例示する。既に『わが国におけるドイツ“母の家”方式によるディアコニッセ養成の歴史』²⁶⁾でも報告したが、日本の福祉事業家・政治家でもある長谷川保（1903-1994）は、1952年（昭和27年），“准看護婦制度”の施行と同時に聖隷准看護婦養成所を開設した。同養成所は、我が国におけるディアコニッセ養成の一翼を担い、地域貢献した。1962年（昭和37年）、浜松ディアコニッセ“母の家”はドイツカイゼルスヴェルト連合百年記念大会で、ディアコニッセ“母の家”連盟に加盟した。1992年（平成4年）、聖隷准看護婦養成所は浜松聖隷クリストファー大学開学に至り、その役割を終えた。重症の結核患者収容の為の聖隷保養農園は、社会福祉法人聖隷福祉事業団として、福祉サービス事業、医療保健事業、教育事業を運営する正に医療・福祉・教育の協働を推進する日本最大規模の事業団に成長した。

次に、“准看護婦制度”発足に伴って、東京都とGHQの要請によって、結核療養所であったベトレヘムの園病院に准看護学院が付設された²⁷⁾。常に貧しい人たちの友であったと述べたヨゼフ・フロジャック神父（Joseph Marius Charles Flaujac 1886-1959）は、結核療養所に看護をする者が少ないことを憂いたのであろう。また、ベトレヘムの園病院の院長であった井上康代女史は、アメリカで看護婦と医師の資格を取得した人物であり、養成所設立に協力した。フロジャック神父の死後、彼の仕事を継承したエミリアン・ミルサン神父（Emilien Milcent 1919-2002）は、私たちの小さな学校は社会に役立つ看護婦になってほしいという気持ちからのものであったと語った。詩人の三木露風（1889-1964）はこの小さな准看護婦養成所の校歌を作詞した。露風の作詞には、彼の看護婦とその看護婦を教育するための理想像がこめられている。病める者に心をつくして、いたわりの心で看護を行い、その病んだ心を癒すことこそが、同校の理想でもあり、看護婦の使命であると考えられた。しかしながら、同校は222名の卒業生を出して、1965年（昭和40年）、その役割を東星女子高等学校衛生看護科及び同校進学コースに移管し、閉校に至った。更に、東星女子高等学校衛生看護科及び進学コースも近年、閉校した。“准看護婦制度”発足以来、准看護師制度反対運動の中で、肩身の狭い思いをしながら、それでも、医療の中でその役割を果たしてきた。准看護婦の問題は立法側あるいは行政側共に国家政策の責任だと考える。

そして、多数設立された国立系の准看護婦養成所は、現在、八王子医療刑務所附属准看護師養成所1校である。同校は、1966年（昭和41年）に八王子医療刑務所内に設立された。八王子医療刑務所というのは主として東日本の矯正施設から、長期療養を要する重症患者を受け入れ、疾病の治療を中心とした処遇を行っている。通常、治療終了後はもとの施設に送られる。収容されている人は財産犯35%、薬物

犯30%である。薬物犯については最近増加傾向にあるという。疾病の多くは身体的疾患が70%（がんなど）、精神疾患が30%（分裂病と薬物中毒）である。年齢構成では60歳以上が約20%を占め、初犯者が約60%である。獄中体験記『囚人狂時代』²⁸⁾はこの施設の非日常性についてあり、天国に一番近い場所というタイトルと共に南の精神病囚はこの世の地獄であると作者は述べている。八王子医療刑務所の北舎には病囚や身体障害囚、南舎には精神病囚が収容されている。職員数の約3分の1は医療部門、職員数の4人に1人は看護師などの女性職員であり、心優しい対応が患者の回復への意欲につながっているという²⁹⁾。同養成所の設立目的は准看護師になることを希望する矯正職員に対し、准看護師として必要な知識及び技術を習得させるとともに、矯正処遇の向上に資する教養、技術の習得を目的とする³⁰⁾。教育の対象は矯正施設に勤務する職員で原則として30歳未満のもの。あるいは“学校教育法”第四十七条に該当する者、つまり、中学校卒業若しくはこれと同等以上と見なされた者である。若し、社会的弱者であった方々が精神のあるいは身体の最も危機的状況にあるとしたら、その看護は非常に高度な看護力が求められる。

以上の事例でも報告したように“准看護婦制度”反対に伴って、その他、多くの国公立あるいは私立系の養成所が廃止、あるいは正規の看護婦養成所に変換していく中で、医師会系の准看護師養成所が残されるに至り、“准看護師制度”存続の是非論は現在も尚、引き続く。

■ “准看護師制度”存続の是非論

1. 早すぎる職業選択の弊害

新聞紙上にもたびたび登場した准看護師の教育方法、即ち、働きながら学ぶ徒弟制度的な教育方法は、一方においては経済的に苦しいものが教育を受けるための一つの補助手段ともいえるが、他方においては病院の看護職員確保の一手段ともなっている。大学を卒業した女性が自立をするためにこの方法を選択する場合もあろう。この場合は社会の機構を十分に承知した上で、選択すると思われるので特に問題は起こらないかもしれない。しかし、中学あるいは高校を卒業して、進路選択あるいは職業選択の際、この方法が一つの人生の落とし穴となる危険性があり、個人的にはだまされたという意識のほうが大きくなる。一方は学生として採用されたと思い、他方は自己の病院の職員として給料を払っているという思いがある。従って、採用する側は自己の病院職員でもある准看護師養成所の生徒が、学校に行って不足した日中の4時間ないしは5時間の穴埋めが夜間勤務である。もちろん、働きながら学ぶ一般の高校生、大学生にしても条件は同じであろう。日中の8時間の勤めが終わってから、自己の時間を使って夜間の授業にでるわけであるから。

問題はこうした個人対企業の間における契約において、正規の時間働いても正規の給与ではなく、安い賃金で働かされたり、卒業後の継続勤務が義務付けられたりする事にある。戦前の簡易な看護婦教育所のほとんどが報酬を受けながら学ぶ、徒弟制度方式が採用されており、学業の中で、他の勤労者と同じ就業時間を消化する義務をおわされた。加えて、卒業後の義務年限が強制されていた。更に、悪い事には養成所の生徒は学業の期間中その役割はほとんど雑用ということもあった。開業医等の様にその任務が狭い病院などではうっかりすると、私邸の雑用もさせられる。実際に、筆者の聞き取り調査でも草むしりや買い物、夕食の支度、夜間の電話番など、家政婦同様の仕事をさせられたと述べる。実際、この労務でボロボロの状態であり“昭和の女工哀史”的なところがある。

中学を卒業する時点で職業を選択して、その教育を受けた場合、将来的に職業に対する不適応を起こしたときに取り返しが見つからない。個人差は多くあると思われるが、通常、職業について社会的に自立するのは高等教育進学前かあるいは高等教育終了時である。モラトリアム(moratorium)の時期と言われるこの時期は、自分探しの時期であり、ゆっくりとした進捗でなされる。ところが、中学卒業後のこの時期に看護師になろうと考えたとしても、社会的な問題の中で個人が押しつぶされ、せつかく純粋に考えた看護の道に絶望する場合がある。その時点で中学卒業という学歴は、高学歴志向の日本社会で新しい職業を求めるとなると困難が伴い、再出発の機会を失うことも予測される。又、准看護師自身の職業における自己実現といった事を考えた場合、著しく不適応を起こす事も考えられる。これらは“早すぎ

る職業教育の弊害”でもあり、日本の准看護師教育の根本問題である。

医療も高度になりその責任も重くなってきた。そうした中で、知識においても、技術的な面においても、人格の完成においても十分な期間を要しなければ、人間の生命に関わる仕事に従事する事は困難であり、信頼に足る仕事を遂行するのは困難であろうと考える。看護師は生涯をかけて成長し、進歩しなければならない職業である。

2. 准看護師教育における徒弟制度的教育

“見習い制度”は、西洋中世の手工業者“ギルド”における技能後継者養成制度であり、親方、職人、徒弟の階層組織に立脚した制度である。わが国でも江戸時代商工業者にならうとする徒弟が親方の家に居住して修業し、一定の期間養成されるという方式が存在し、現在でも技術教育の中で存続している。“徒弟”というのは門人、弟子という意味である。資本主義社会で熟練職業分野における見習い工、養成工の事であり、わが国では小・零細企業、小店主等に住込み、家事労働にも従事させられた年少労働者をさす。この教育は一つの技能を模倣し、経験することによって学習することを意味した。従って、単純に“見習い制度”といえはこうした“徒弟制度”的な訓練が連想される。“准看護師制度”反対に伴って、医師会系の准看護師養成所が残されるに至り、その徒弟制度的要素を残した教育のあり方に関して社会的批判がでるようになった。その教育方法の弊害については林千冬が月刊誌『看護』³¹⁾で細かく報告している。実際、准看護師養成所の生徒が所属している病院の形態は様々であり、その実務内容のほとんどは先述したように雑用係りである。としたら、その教育方法はギルドにおける徒弟制度であろう。

看護教育草創期、ナイチンゲールは“見習い制度”を採用したが、それは西洋中世の手工業者“ギルド”における技能後継者養成制度ではない。ナイチンゲールは、「明確な目的を実現して行く為の道はおおいに発見していかななくてはならない。」³²⁾と述べ、教育の実験として“見習い制度”を採用した。イギリスの教育界における“見習い制度の始まりは救貧法行政官であったケイ・シャトルワース (Kay Shuttleworth 1804-1877) に始まる。彼は、1838年(天保9年)にランカスター派等の教育方法の有害さを指摘³³⁾、新たな教育方法を模索する為にドイツ、スイスなどの教員養成の実際を見聞した。ドイツのワイマールには1726年(享保11年)頃から教員養成学校が設立され、18世紀末には30校位の教員養成学校が存在していた。ヨーロッパにおける国々が、ジョハン・ヘンリック・ペスタロッチー (Johann Heinrich Pestalozzi 1746-1827) 理論による教育を実施していることに感銘を受け、イギリスでも教員養成に適用すべきことを痛感した。彼は、その公教育論の中で「労働者階級を無知から解放するために、世俗的教育、取り分け政治的教育を行う事であり、それには彼らを宗教的影響下に置くことにより、宗教的、道徳的心情を啓発する事である。」³⁴⁾と述べ、寄宿舎制度を採用した。シャトルワースが実験的手法であるとして実施した“見習い制度”による教員養成は、良い成果をもたらし、当時のイギリス社会において最も優れた教育方法であると称賛され、ナイチンゲールも関心を持った。

ナイチンゲールは“見習い制度”における教育の理論と実践における経験・感化・訓練の効用を期待し、その職業に必要な技能の獲得と人間的な成長を目指そうとした。それは絶え間ない訓練を意味し、内在する個人の能力を最大限発現させようとする教育活動である。その教育効果は大きく、単に思考を伴わない機械的な反復練習や無意味な束縛といった徒弟制度的な方法ではない。しかしながら、“見習い制度”は教育の場や教育者の質によってその効果が半減する危険性も有し、教育を準備する者の目的によっては、ややもすれば人格を無視した徒弟制度的な教育に変貌する要素も持っている。

働きながら学ぶという徒弟制度的な教育方法は定時制の進学コース、つまり、准看護師が高等看護師の資格を取るために進む看護師高等教育システムにおいても同様な問題である。進学コースを設立している病院の大半が、主として自施設の人材確保にある。入学試験時に入職の決定いかんで入学が許可されるなど、現実問題としてお礼奉公の問題、契約問題など様々な問題を含んでいる。また、准看護師の中には、中学から大学卒までその基礎学歴は様々であり、准看護師というだけで思考力のない看護師という現場での蔑視は好ましい状態ではない。しかし、社会が一般に高学歴となり、自己の病気に関しても家族の病気に関しても関心が高まる中、従来のように盲目的に医師を信頼して、その治療に忠実に協力するような時代ではもはやない。看護師にいたっても、ただ優しいとか従順であるとかだけで教養程

度の医療知識で看護職が務まる時代ではなくなった。

■ “准看護師制度” 廃止に向けて

1. 准看護師制度問題検討会発足

歴史的に鑑みれば，“准看護師制度”廃止運動はその制度発足当時から起こっており，根深い問題である。1951年（昭和26年）の“保健婦助産婦看護師法”の改正によって甲種看護婦は看護師となり，その教育内容も各種学校レベルのものと大学教育レベルのものができた。教育課程も改定され，同じ看護師でも質的にも違いが生じた。他方の乙種看護婦は准看護婦と名称が変わり，新たな教育課程ができた。又，時代の流れの中で，国公立系の准看護婦養成所がその養成を看護婦養成所に変更するなど変革して行く中で，准看護婦の養成が高等学校衛生看護科で教育され，医師会主催の働きながら学ぶ徒弟制度に立脚した准看護師の教育方法のみが残されたことが問題視された。

日本看護協会としては，看護師の基本法改正運動推進の過程で，医師会から押し切られる形で准看護師制度を認めたが，今なお，徒弟制度的な性格を残しており，社会問題にもなっている准看護師制度について何等かの改善策を講じることが急務であった。“准看護婦制度”成立を阻止できなかった日本看護協会は，看護婦の質的整備を図る意味で，1960年（昭和35年）に第一回看護教育ゼミナールを開催した。このゼミナールの席上で，早稲田大学教授佐口卓（1923-2000）は，看護教育の問題に関して「専門職，聖職といわれながら，寄宿舎制度を取っている。開業医の場合は住込みで家事見習のような立場に立っているということを考えますと，非常に低い労働条件を作り出している問題が何かあるのではないかと，いう事であります。あくまでも医療従事者として技術，あるいはサービスを媒介として，これを評価させるといような，徹底した職業，専門職というもののあり方が要求されてきます。従って，職業教育，専門教育というものが必要になってくるのであります。」³⁵⁾と述べ，看護教育のあるべき姿に付いて示唆を与えた。その他，本ゼミナールでは准看護婦制度の問題点として，看護婦の需給上の問題から准看護婦にその力を頼らざるを得ず，その存続を認めざるを得なかった。しかし，准看護婦の教育の問題として，教育課程やその内容を修正する必要がある。看護婦と准看護婦との業務の区別が明確でないことなどがあげられ，それに対して法的な修正がなされるよう要求された。

続いて1970年（昭和45年）に開催された第二回看護教育ゼミナールでは，引き続きこの准看護婦制度問題が検討された。討議の結論として，1975年（昭和50年）度を目標に准看護婦制度を廃止したい旨が打ち出された。現存する准看護婦には原則的に進学コースによる再教育，10年以上の経験者には認定講習のような教育を実施，国家試験の受験資格を与えるというものであった。第二回看護教育ゼミナールの審議結果にも関わらず，他方では，日本医師会によって，准看護婦を看護婦に改めよとの主張が起きた。日本看護協会では，こうした運動を改悪であるとして真っ向から反対し，婦人団体等の協力を得て，東京朝日新聞社講堂で決起集会を持ち，協会で初めてのデモ行進を行った³⁶⁾。結果，日本医師会がこの問題を棚上げした事によって，必然的にこれを阻止した形となった。しかし，それ以降，看護師の需給対策に追われる形となり，准看護師制度廃止の基本方針が打ち出されたにも関わらずそれが実行できなかった。その上，根本的な問題である看護師の需給政策が追い付かず，将来の展望も立たない状況であった。

1995年（平成7年），看護界に根強く残った准看護制度問題に終止符を打つべき施策として准看護師問題調査検討会が設置され，積極的にまたは大々的な調査が開始された³⁷⁾。その趣旨は検討会自身が述べているように“准看護師制度”の廃止に向けて具体的な策を講ずるためである。検討会の言葉を借りれば，現在，看護師として臨地における実践あるいは教育実践を行っている諸姉の誰もが承知している准看護師制度の問題は，創設後10年余を経過した頃より，そのあり方について再検討が必要との声が出始め，以後，“准看護師制度”やその養成をめぐる議論が繰り返されてきた。1987年（昭和62年）の看護制度検討会では，“准看護師制度”の存廃問題について意見の一致を見るに至らず，「現在准看護師免許を有する者の将来や今後の看護職員全体の需給状況等を勘案しながら，准看護師学校養成所等の実態の全体的把握を行い，関係者や有識者，国民の参加を得て速やかに検討し，結論を得るべきである。」³⁸⁾との考えと，この問題の当事者である准看護師・士からも准看護師養成のあり方をめぐる議論に結論を見出して欲し

いという声があがっていることなどが示された。1994年（平成6年）にまとめられた少子・高齢社会看護問題検討会の報告書においても准看護師養成のあり方等について、各方面において永年論議されてきたところであるが、本検討会においては、その養成を停止すべきという意見と制度の改善を図りつつ継続すべきとの意見があった。この問題については現在、准看護師免許を有する者の将来や今後の看護職員全体の需給状況等を勘案しながら、准看護師学校養成所等の実態の全体的把握を行い、関係者や有識者、国民の参加を得て速やかに検討し結論を得るべきである³⁹⁾。そこで健康政策局長が中心となって准看護師問題調査検討会を設け、准看護師養成のあり方等についてその実態を調査・検討しようと企画したものである。

准看護師問題調査検討会の実態調査では、6,000名に近い対象者に調査を行い、その有効回答率が86%に達したという事実からも、この問題に対する調査対象者の関心の高さがうかがわれる。准看護師問題調査検討会の調査結果⁴⁰⁾は日本看護協会主催の報告会あるいは医学界新聞などに掲載され、全国的に関係者に示された。報告書によれば、先ず、前文に准看護師問題を考える背景について、戦後、急激に病院が増設され、看護師の需要が極めて大きくなったが、当時の女子の高校進学率が37%という状況の中では、高校卒業を資格要件とする看護師を十分に確保することはむずかしい状況であったこと。“准看護師制度”はこのような時代背景の中で、中学校卒業を資格要件とし、看護師を補助するものとして、1951年（昭和26年）に創設されたこと。次に、同年に、中学校を卒業し、准看護師養成所の門をくぐった第一期生約400名の人たちは、間もなく60歳を迎えようとしていること。この人たちに続いて、准看護師免許を手にした人は、これまでに約100万人にのぼること。現在でも約40万人の准看護師・士が医療や福祉の現場で活躍していること。これらの准看護師・士の活躍が、看護師不足を補い、地域医療の向上に大きな役割を果たしてきたこと。また、これら准看護師・士の養成は長年に渡る多くの方々の努力によっても支えられてきたものであるとのねぎらいの言葉が述べられた。

准看護師問題検討会の調査結果⁴¹⁾は現実の問題を如実に表していた。准看護師養成所の83.9%の生徒の内、90~100%が働きながら学ぶ形式であった。そのうち、週の勤務時間が20時間以上の生徒が86%、40時間以上が17.3%も存在した。同検討会ではその結果から“学校教育法”などと言われるような教育の名に値しない現状であると結論づけた。日本看護協会は協会ニュースに准看護師養成停止の大きな裏づけができたと確信を持つコメントを寄せている。しかし、この調査結果をしても医師会側を沈黙させるには充分ではなかった。彼らは准看護師制度廃止にあくまでも反対する意向をあきらかにし、准看護師制度を廃止する代替案として、現在、働いている准看護師の移行措置問題について論究した。

福祉研究家奥村芳孝（1951- ）は、日本の准看護師問題をスウェーデンの看護教育制度を引き合いにしながら、准看護師とヘルパー・介護福祉士の教育を統合するべきではないかと提言している⁴²⁾。現場管理者からの提言として阪南中央病院の廣瀬智子は、准看護師、進学コース出身の看護師、レギュラーコース出身の看護師との間に微妙な意見の食い違いがあり、階層を作っている。これは看護師制度そのものの矛盾の結果であると述べている。彼女は准看護師が不利益にならないようにと准看護師としての経験5年以上で3週間程度の移行教育をして看護師への道をつくるのが妥当であるという見解を示した⁴³⁾。

社会学の視点から准看護師問題に対して提言したのは拓殖大学人間科学部教授の柄澤行雄である。彼は職業の評価あるいは職業的地位は、個々の職業がどれくらい価値あるものとしてみられているかという職業威信がいかなる要因によって決定されるかについては様々な見解があると前置きをし、「一般にその職業がどれほど社会や個人に役立つものであるか、その職業の責任の大きさ、得られる所得、それも職業能力を獲得するまでに必要な教育や訓練の程度、職業業務を遂行する際の自立性の程度、他人に対する影響力などが考えられる。」⁴⁴⁾と述べ、複雑な教育制度による看護職者の階層性と傷つけられる准看護師に対して懸念を示した。

東京大学大学院人文社会学系研究科教授似田貝香門（1943- ）は、検討会報告書への対応に対して日本医師会と日本看護協会が不透明な合意をしたとして、両団体の無責任さに納得できないとする。彼は医療サービスをうける国民を脇において、意思決定される馴れ合い的な合意を繰り返していると厳しく指摘している。こうした合意が繰り返されるのであれば、国民が監視するシステム下で医療行為が進められるべきという基本原則を根源的に提起せざるを得ないと主張した⁴⁵⁾。

2. 准看護師移行教育問題

大きく盛り上がりを見せた准看護師問題は社会的問題として新聞紙上にも取り上げられたが、結局、准看護師制度反対に向けた論戦は、制度の廃止という問題から、現在、就労している准看護師の看護師への移行問題に論点がすり替わった。

東京新聞には、医師会側では准看護師の養成を継続すると答えたものが80%にも達していると報道された⁴⁶⁾。准看護師問題に最も大きな関心を寄せて多くの提言をした林千冬は、報告書を無視している医師会と厚生省の態度に激しく怒りを向けながら、移行問題の検討を急ぐべきであると提言している⁴⁷⁾。1999年（平成11年）5月の、毎日新聞⁴⁸⁾には“准看護師制度、時代にあった改革を”という記事が掲載された。記事の内容は、10年以上の勤務経験をもつ准看護師に限って、働きながら看護師になれるコースを設ける。その報告書が厚生省の准看護師の移行教育に関する検討会でこのほどまとめられた。この働きながら学べるコースは2002年（平成14年）度にスタートする予定だと報道された。しかし、“准看護師制度”をどうするかについての見解が明らかにされていない。准看護師移行教育問題に関して、日本医師会は看護師不足が深刻な地域で医療が崩壊するとして、准看護師養成停止に強く反対する意向であるとのことであった。毎日新聞は今回の報告書を受けて次のように結論づけた。

「今回の報告書によると、移行教育は5年間だけの実施という。准看護師がこのまま養成されつづければ、5年間の時限を過ぎた場合、経験10年に達しても、准看護師はこの制度の恩恵に浴さない。不公平、不条理な結果を招くことになる。何より、准看護師制度をこのままの形で養成、存続させるのはもはや無理がある。」

これに対して、医師会側では准看護師問題に対してインターネットを通じて次のような見解を示した⁴⁹⁾。まず、准看護師制度廃止論は

- ・医学が高度になり、看護師の仕事も複雑化しているから、看護業務に関わる人間は十分な高等教育を受けないといけないし、人間としての豊かな教養を身につけなければならない。だから、比較的容易に資格を与える准看護師制度は廃止するべきだ。
- ・准看護師の資格をとっても、その後、正看護師の学校に入りなおすものが多く問題である。准看護師の中には自分が不十分な教育しか受かられなかったと劣等感を持つ者も少なくない。
- ・准看護師も正看護師とほぼ同じ業務を行っているのに、給与や人事の面で差別されており、よくない。
- ・准看護師養成所の生徒の中には、入学時に医療機関から奨学金をもらうことを約束させられ、卒業後、その医療機関に勤務することが強制されている生徒がいる。これは前近代的である。

次に准看護師制度の存続意見は

- ・その廃止は医療現場に混乱を招く、小規模の医療機関や病院などでは看護師の供給が断たれる恐れがある。
- ・看護職員の絶対数は不足している。奨学金制度など、ある程度の制約はあっても入学希望者がいる限り、准看護師の養成は続けて欲しい。
- ・看護師には人間相手の職業人として豊かな教養は必要であろう。本人の努力さえあれば、特に大学教育でなくとも自己研鑽はいくらでもできる。一律の高等教育は必ずしも必要ではない。

これらから考えると医師会側でも意見が分かれていることは明瞭である。彼らの言い分は国がもっとしっかりとした対策を立てていれば、自分達が養成所を作る必要はなかったのだし、自分達のような小規模の病院が看護師不足に悩まされることはなかったと述べる。しかし、これからの地域医療に求められているのは看護師の質の問題である。林千冬は看護師・士の移行教育問題に関する研究を行い、移行教育の受講意志は中高年ほど少なくなる。それは国家試験への不安など自信のなさからのものであると結論付けた。それにもまして問題は以下のようなことである。

「移行教育については先の報告書から既に2年が過ぎようとしている。今なお、実現の目途が示されておらず、多くの准看護師が期待と不安の狭間に置かれたままである。報告書発表後、徐々に高まってきた准看護師の受講への意思・意欲を打ち砕かないためにも、一刻も早い移行教育の実現と、それに向けた支援策の具体化及び職場の条件整備を急ぐべきである。」⁵⁰⁾

益々混迷を極める准看制度問題であるが、一度引かれたレールは利用する人がいる限り、廃止するの

は容易ではない。それは日本列島のどこかの線路を廃止するときの条件と一緒である。臨時のつもりで引いたとてその線路を利用している人がいる限り、廃線にすれば必ず誰かに迷惑がかかる。さらに臨時の線から心身・経済共に苦勞をして本線に移った者達は安易な移行措置は許せないであろう。いずれを選択したにしても反対意見はつきものである。社会はどのような看護師を求めているのかを論議しないで移行措置を論ずることは論外であり、又、安易な合意も国民から信頼を得る看護師の育成は困難になろう。かつて乙種看護婦が正看護婦への移行に1,000円払えばよかった時代に“1,000円看護婦”レッテルに屈辱を味わった先輩達の例を見るまでもなく、正規の手続きで正規の看護師になることが自尊心を保つためにも肝要であろう。

■ 看護の本質論から考える准看護師制度問題

准看護師制度問題が看護師個々に問いかける問題、それは看護とは何かという看護の本質論の問題である。看護とは、Nursing is not an Art but a Character”であると述べたナイチンゲールは“優れた看護師は優れた女性”であると述べ、優れた女性は、その知性、倫理、実践において最上のものを患者に惜しみなく与える女性であると述べた。看護に対する高邁な理想を抱いたナイチンゲールが実践した教育方法は見習い制度であり、①マトロン (Matron) と呼ばれる看護総監督の存在、②寄宿舎におけるホーム・シスターによる教育、③医師による基礎専門教育、④病棟シスターによる実践教育⁵¹⁾ の4つにおいて特徴的である。ナイチンゲールが述べる Art”には skill” の意味もあり、技術教育である。看護実践における技術はナイチンゲールが述べた看護の職業に当たろうとする者の学ぶべき A (病気の理解)、B (患者に対していかに支援するかを学ぶ事、即ち、看護法の習得)、C (看護を受ける対象の理解) があって初めて修得できるものである。

看護を受ける対象の病気の理解は必須であり、この教育は医師が行うこと、更に看護を受ける対象が人間であることへの理解、それは対象特性の理解である。こうしたことを踏まえて患者にいかに支援するかを学習することが重要であった。ナイチンゲールは、看護とは「患者の生命力の消耗を最小にするように整える事を意味すべきである。」⁵²⁾ と述べ、病気状態にある患者の体力の消耗が最小限になるよう食事や水、空気や陽光、清潔や排泄といった基本的なニーズが充足できるよう整えることであると述べた。そこでナイチンゲールは、見習い生たちに患者に引き起こされている現象を克明に観察させ、その一連の過程を記録し、分析するという手法を取らせた。その手法は帰納的で科学的である。多くの事例から患者の発症から回復の過程を観察させ、どのように援助すれば患者の体力の消耗を防ぎ、回復を促進できるのか？そうした一切の記録は一つの法則性を導き出すことが可能となる。それは看護学を実践の科学として発展させるに相応しい手法である。ゆえに、ナイチンゲールが開発した教育方法は“見習い制度”であったが決して徒弟制度ではない。

ナイチンゲールは「患者についての観察から始めなさい。最初に患者を見た瞬間から、もう観察は始められているのです。いやそれどころか、まず看護師に厳しく要求されることは、病人の観察なのです。」⁵³⁾ と述べている。観察 (observation) とは物ごとを注意深く見る事である。ナイチンゲールはこの観察から得られた現象を記録し、この観察から次に起きる事を予測し、その予測に基づいて予防対策をする事ができれば合併症などから患者を救い、余分な苦痛を味あわせることなく回復に向ける事ができると考えたであろう。この観察を基にして得られた事実を理論的に体系付けたものが科学 (science) であり学問 (discipline) と呼ばれるものである。Science” は又、技術・技 (skill) と同義語である。人間の生命にとって必要不可欠な原則が阻害されていないかについての観察は、どう支援するべきかの判断の根拠につながる。“見習い制度”の持つ教育作用、すなわち、実践を伴う“知”の統合である。デイリー・ニュースの主筆ハリエット・マーティノウ (Harriet Martineau 1802-1876) は、1860年 (万延1年) のクォーターリー・レビューでナイチンゲールの『看護覚え書』について多くの論説をした中で、国民の半数である女性達に向けて書かれたその本は、看護を科学に基づいた芸術 (art) である^{54, 55)} と言わしめるに十分であると述べた。Art”の持つ意味は単なる技術ではなく、そこには一つの思考過程がある。対象者のささいな変化をキャッチする直観はニーズ把握のために言語的・非言語的に患者の変化

の裏付けのための情報収集へとつながり、集められた情報は分析・解釈される。それは直感から分析的思考という看護実践における患者の健康上の問題把握と解決のための科学的な思考過程である⁵⁶⁾。

ナイチンゲールの時代、“見習い制度”は当時一流とされた教育方法であり、それは、経験・感化・訓練の効用を期待し、その職業に必要な技能の獲得と人間的な成長を目指すものであった。経験学習の有効性は誰よりもナイチンゲールが経験していた。経験とは外界に働きかける活動の一種であり、その活動が外界との相互作用によって均衡を保とうとする。この経験の蓄積と経験の更新によって学習するというものである。また、他者から学ぶという点では協働することによってより良く影響し合うことが期待された。よってナイチンゲールの教育実践では、まず良質の環境が準備され、その中で経験し、感化され、更に激しく訓練されるという教育作用を十分に意識し、意図的に教育計画されたものであった。ナイチンゲールは“training”の過程において経験や感化力の効果を期待したが、とくに彼女は訓練のもたらす教育効果を重要視した。彼女は、訓練とは個人に内在する能力を最大限発揮するための働きかけであると述べた。訓練は個人の潜在的な能力を引き出す意味があり、人格の陶冶といったかなり厳しい意味を持つ。彼女は『看護師の訓練と病人の看護』の中で「Discipline（学問、訓育、訓練、規律）こそが訓練（training）の本質である。」⁵⁷⁾と述べた。そして、訓練とは何が成されねばならないかだけでなく、どの様に成すべきかをも教える事であると述べ、看護師がどうあるべきかについて、又、どう教育されるべきかについて詳しく述べている。そのことにより、ナイチンゲールが構想した看護専門職者に必要な知識・技術を具有させることができ、かつ人間性の向上をめざすことが可能となったのである。

ジョン・デューイ（John Dewey 1859-1952）は、学習の成立に必要な内的動機づけともなりえる“興味と訓練”の考察において、「自分の行動を良く考え、熟慮の上で行動にとりかかるように仕込まれている人は、それだけ訓練されているのである。」⁵⁸⁾と述べ、訓練というものは個人がどう行動するかを熟慮する為に必要な教育であると考えた。さらに、デューイはこうした訓練によって得られた能力は、混乱や困難に直面してもなお、賢明に絶え続ける強い意志力を持たせることができるものであると述べ、「訓練とは、意のままになる力、つまり、企てた行動を貫徹する為に有効な手段を使いこなす事を意味するのである。」⁵⁹⁾と述べている。ゆえに、この訓練という言葉は、手作業的な日々の単純な訓練ではなかったことは明らかである。更に、デューイは習慣の外面的効率、思考を伴わない運動的熟練を達成するために、機械的な決まり切った作業や反復練習に寄る近視眼的な方法は、周囲の事物によって成長を故意に閉じ込め、制限していることをもの語るのである⁶⁰⁾と述べ、訓練の持つ意味を機械的な決まり切った反復練習という意味から分けて考えている。反復練習は経験の積み重ねとその蓄積という意味で確かに効果的である。しかし、この反復練習は単に決まりきったことをするのはない。常に自己の技能を評価し、次へのステップにする。そこには技能を高めるための批判的思考（critical thinking）がある。訓練の持つ意味は、自制力や制御力を持つといった意味合いもあり、人格の陶冶といったかなり厳しい意味を持つものである。

また、イマヌエル・カント（Immanuel Kant 1724-1804）は、訓練又は訓育は動物性を人間性へ変えていく⁶¹⁾と述べ、「教育を立案する人達は、人類の現在の状況にではなく、将来より良き状況に適合するように、言い換えれば人間性の理念とその全本分とに相応しく教育さるべきである。」⁶²⁾と述べた。看護教育にもこれと同様な事がいえるのではなからうか。社会の変革の中でしなやかに変革し得る教育が今後の看護教育の課題であろう。しなやかさとは可塑性、すなわち、先行の経験から後続の活動を修正する諸要素を獲得して保持し、持ち越す能力である。一つの経験から次の行動に至るまでの過程で一つの要素を獲得したらこれを保持し、更に新しい場面では、先の経験を踏まえた上で行動の軌道修正ができるという事がしなやかな対応である。

ナイチンゲールが主張する看護師が常に問う事、それは“いかに支援するか”である。臨床で学ぶ形式においては、教育するに相応しい施設と、良きモデルなる人物との相互作用の中で良く感化される事が大事であった。しかし、開業医などのような規模の小さい病院では、林の報告のような現象がおき、看護師の資格を取った後でもこの関係は医師と看護師ではなく、主人とお手伝いさんの関係として継続して行く可能性が残される。ゆえに、“見習い制度”は教育の場や教育者の質によってその効果が半減する危険性も有し、教育を準備する者の目的によっては、ややもすれば人格を無視した徒弟制度的な教育

に変貌する要素も有していると言えよう。

■ おわりに

准看護師制度について、戦後の“保健師助産師看護師法”設置過程とそれに伴って引き起こされ准看護師制度廃止に向けた看護界の動向を含めて検証、ナイチンゲールが述べた看護の本質論から、准看護師問題の根本的課題について若干の検討を加えた。現時点においても未だ解決策が講じられない点、その問題の根の深さである。看護教育を開始したナイチンゲールの看護の本質論から論じれば良質の看護の提供と、その提供者の資質の問題が根底には横たわっている。看護師は何ができるのかということとその教育がいかにあるべきかを模索し、看護の役割と機能が明確に果たし得る人材の育成は必要不可欠である。ゆえに、良質の看護を追求し、実践するのは看護師としての責務である。

看護とは、技術であるのみならず人格であると述べたナイチンゲールは、優れた看護師が有する知性、倫理は、実践において最上のものを患者に惜しみなく与えることができると考えた。看護に対する高邁な理想を抱いたナイチンゲールが実践した教育方法は見習い制度であったが、その教育効果を経験・感化・訓練の効用を期待し、その職業に必要な技能の獲得と人間的な成長を目指すものであった。経験とは外界に働きかける活動の一種であり、その活動が外界との相互作用によって均衡を保とうとする。この経験の蓄積と経験の更新によって学習するというものである。また、他者から学ぶという点では協働することによってより良く影響し合うことが期待された。訓練とは個人に内在する能力を最大限発揮するための働きかけであり、人格の陶冶といったかなり厳しい意味を持つものである。そのことにより、ナイチンゲールが理想とした看護専門職者に必要な知識・技術を具有させることができ、かつ人間性の向上をめざすことが可能となったのであろう。“見習い制度”の持つ教育作用は、実践を伴う“知”の統合にある。その教育効果は大きく、単に思考を伴わない機械的な反復練習や無意味な束縛といった徒弟制度的な方法ではない。しかしながら、“見習い制度”は教育の場や教育者の質によってその効果が半減する危険性も有し、教育を準備する者の目的によっては、人格を無視した徒弟制度的な教育に変貌する要素も持っている。准看護師制度の問題は、教育を企画・運営する方々がこのことを強く認識することによって変革していけるのではないか。世界有数の教育制度を誇る我が国において看護界に根強い准看護師制度問題は、当事者たちを如何に苦しめるのか、今、一度、原点に立ち返って考えるべき問題である。准看護師の心に深く突き刺さったとされる棘は、本問題が繰り返し論じられることで更に当事者たちの胸に深く突き刺さることであろうし、可能な限り早く解決していくことが現在看護界に身を置く私たち看護職の責務ではないだろうか。

注

- 1) 日本看護歴史学会編：検証－戦後看護の50年， p.125， メジカルフレンド社， 1998年.
- 2) ザカリイ・コープ著， 小池明子他訳：ナイチンゲールと医師達， 日本看護師協会出版会， p.170， 1979年.
- 3) 佐々木秀美著：ナイチンゲールと看護教育－その教育方法へのアプローチ， 看護教育， Vol.36， No.1， pp.67-71， 医学書院， 1996年.
- 4) 佐々木秀美著：ナイチンゲールの看護観－その目的実現のための教育方法－Nursing is not an Art but a Character， 看護学統合研究， Vol.14， No.1， pp.46-66， 2012年.
- 5) 佐々木秀美著：ナイチンゲール方式による看護教育の特徴とその拡がり－教育の創造と伝承－， 看護学統合研究， Vol.14， No.2， pp.14-41， 1997年.
- 6) Daisy Caroline Bridges, A History of the International Council of Nurses (小林富美栄他訳：ICNの歴史， p.258， 日本看護協会出版会， 1977年.
- 7) 井上久男著：近代日本教育法の成立， p.1， 風間書房， 1990年.
- 8) 文部法令研究会編：前文部法令要覧， p.2， ぎょうせい， 2003年.

- 9) 看護行政研究会監修：看護六法, p.535, 新日本法規, 2002年.
- 10) 日本看護協会：第二回看護教育制度ゼミナール記録, p.77, 日本看護協会出版会, 1973年.
- 11) 村井実訳, アメリカ教育施設団報告書, p.120, 講談社, 1986年.
- 12) 日本看護協会：前掲書10), p.282.
- 13) 金子みつ著：初期の看護行政, p.12, 日本看護協会出版会, 1992年.
- 14) ライダー・礼子：戦後看護界出来事史, p.117, 看護, Vol.36, No.12, 1984年.
- 15) 看護行政研究会監修：前掲書9), p.816.
- 16) 大森文子著：戦後看護界出来事史, p.138, 看護, Vol.36, No.11, 1984年.
- 17) 大森文子著：前掲書16), p.138.
- 18) 大森文子著：前掲書16), p.138.
- 19) 看護史研究会著：派出看護の歴史, 勁草書房, 1983年.
- 20) 林千冬著：戦後看護教育の検証」の証言, p.69, 日本看護歴史学会誌, No.15, 2001年.
- 21) 清水嘉代子著：私たちの法律, p.267, 日本看護協会出版会, 1991年.
- 22) 看護制度小委員会のメンバー：医師-橋本寛敏 (1890-1974), 安藤晝 (慶應大学名誉教授)→曾田長宗 (1902-1984 昭和期の公衆衛生学者 元・国立公衆衛生院長 東京大学医学部卒), 保健婦・助産婦・看護婦→井上なつえ (1898-1980 日本の看護師, 政治家. 参議院議員. 看護師の地位向上に尽力した.), 湯植ます (1904-1991), 平井雅恵 (保健婦), 菅原よしみ (不詳).
- 23) 飯島康子著：世界の看護教育制度, アメリカ合衆国, p.695. 看護教育, Vol.15, No.10-11, 1974年.
- 24) 日本看護協会：前掲書10), p.114.
- 25) 日本看護協会：前掲書10), p.118.
- 26) 佐々木秀美著：わが国におけるドイツ“母の家”方式によるディアコニセ養成の歴史, 看護学統合研究, Vol.19, No.2, pp.33-49, 2018年.
- 27) 五十嵐茂雄著：フロジャック神父の生涯, 緑地社, 1960年.
- 28) 見沢知廉著：囚人狂時代, 新調文庫, 1998年.
- 29) 八王子医療刑務所附属准看護婦養成：<http://www.dntba.web.sh.cwidc.net/news98/hachiouji-iryou.html>
- 30) 八王子医療刑務所附属准看護婦養成所所長, 岩堀武司殿よりの返信書簡より.
- 31) 林千冬：働きながら学ぶ准看学生, 看護, pp.144-151, Vol.43, No.14, 1991年.
林千冬：働きながら学ぶ准看学生, 看護, pp.69-77, Vol.44, No.1, 1992年.
- 32) Florence Nightingale (1858), Subsidiary Notes as to the Introduction of Female Nursing into Military Hospitals, (湯植ます他訳：女性による陸軍病院の看護, ナイチンゲール著作集第一巻, p.39, 現代社, 1985年.)
- 33) 三好信治著：イギリス公教育の歴史的構造, p.154, 亜紀書房, 1968年.
- 34) 三好信治著：前掲書33), p.144.
- 35) 日本看護協会：前掲書10), p.9.
- 36) 大森文子著：前掲書16), p.140.
- 37) 協会ニュース, 看護問題検討会報告, 1996年7月5日(号外), 12月24日(号外)付け.
- 38) 協会ニュース, 前掲書37).
- 39) 看護行政研究会監修：前掲書9).
- 40) 看護協会主催の報告会：1996年(平成8年), 12月20日.
- 41) 協会ニュース, 前掲書37).
- 42) 奥村芳孝著：スウェーデンから見た日本の准看護婦問題, pp.510-514, 看護教育, Vol.38, No.7, 1997年.
- 43) 廣瀬智子著：准看護婦の看護婦への移行措置に関する現場管理者の一提言, pp.728-734, 看護教育, Vol.38, No.9, 1997年.
- 44) 柄澤行雄：職業としての看護と准看護婦問題, pp.735-739, 看護教育, Vol.38, No.9, 1997年9

- 45) 似田貝香門著：不透明な意思決定過程に驚きと危惧, pp.205-209, 看護教育, Vol.39, No.3, 1998年.
- 46) 東京新聞, 1997年 (平成9年), 7月13日付け.
- 47) 林千冬著：准看護婦をめぐる動きに, いま専門職としていわねばならぬこと, pp.200-204, 看護教育, Vol.39, No.3, 1998年.
- 48) 毎日新聞, 1999年 (平成11年), 5月9日付け.
- 49) 日本医師会, <http://www.ceres.dtime.jp/yossie/isikai.html>
- 50) 林千冬著, 看護婦・士の「移行教育受講意思に関わる要因の研究」, pp.212-218, 看護教育, Vol.42, No.3, 2001年.
- 51) Lucy Ridgely Seymer : A General History of Nursing, (小玉香津子訳：看護の歴史, 医学書院, 1978年.)
- 52) Florence Nightingale (1860) : Note on Nursing, p.16, Scutari Press, 1992.
- 53) Florence Nightingale (1888) : To the nurses and probationers trained under the “Nightingale Fund”, (湯槇ます他訳：ナイチンゲール著作集第三巻, 看護師と見習い生への書簡, p.303, 現代社, 1985年.)
- 54) Harriet Martineau, British History and Military Reform vol.6, England and her Soldiers, p.178, Edited by Deborah Anna Logan Pickerring & Chatto, 2005.
- 55) Harriet Martineau : 前掲書54), p.179.
- 56) 佐々木秀美著：看護教育における思考訓練の重要性—デューイの『How we think』をてがかりに—, 明星大学教育学研究紀要, pp.39-47, 2003年.
- 57) Florence Nightingale (1882) : Nurses, Training of, and Nursing the Sick, (湯槇ます他訳：ナイチンゲール著作集第二巻, 看護師の訓練と病人の看護, p.95, 現代社, 1985年.)
- 58) デューイ著, 松野安男訳：民主主義と教育, 上, p.207, 岩波書店, 1982年.
- 59) デューイ著, 松野安男訳：前掲書58).
- 60) デューイ著, 松野安男訳：前掲書58), pp.86-87.
- 61) カント著, 清水清訳：人間学・教育学, p.331, 玉川大学出版部, 1977年.
- 62) カント著, 清水清訳：前掲書61), p.341.